

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 平成27年5月15日（金） 13:30～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎2階庁議室
- 3 対象施設 青森市西部工業団地多目的施設
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員会 委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 鈴木 裕司（総務部理事次長事務取扱）
委員 多田 弘仁（財務部次長）
委員 加藤 文男（市民生活部次長兼行政情報センター所長）
委員 池田 享誉（青森公立大学准教授）
委員 佐々木 信一（東北税理士会青森支部税理士）
 - (2) 施設所管課（経済政策課） 課長 三浦 大延
主幹 植村 圭介
主査 山内 進也
 - (3) 制度所管課（政策推進課） 課長 佐々木 淳
主幹 岩淵 寿哉
主事 小野 寛史
- 5 案件 指定管理者制度導入の適否について
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。
 - (1) 指定期間 5年間
 - (2) 利用料金制 一部利用料金制
 - (3) 募集形態 公募
- 7 主な質疑内容
 - (委員)
現在の指定管理者は自主事業を行っているが、自主事業による収入はいくらか。
 - (施設所管課)
平成25年度決算では7,470円である。
 - (委員)
当該施設の利用者は団地内の企業関係者が多いのか。
 - (施設所管課)
利用者は団地外からの利用者が多い状況である。
 - (委員)
現行の覚書には「電気料金による指定管理料の変更」とあるが、これまで精算したことはあるのか。

(施設所管課)

平成25年9月に電気料金が値上げされた際、指定管理料を増額したことがある。

(委員)

一部利用料金制を導入している施設であるが、指定管理料はどのように積算しているのか。

(施設所管課)

年間の管理運営経費から利用料金収入を差し引いた額を指定管理料としている。